

開催年月日 令和5年9月27日(水)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員  
 答弁者 知 事 鈴木 直道  
 感染症対策監 佐賀井 祐一

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>六 契約の在り方等について</b></p> <p><b>(一) 不正行為に対する道の責任と原因について</b>                  道が電通北海道と委託契約した新型コロナ対策のコールセンター事業に関し、再委託を報告せず、禁止されている再々委託を行った上、約1億5800万円もの過大請求が会計検査院の实地検査をきっかけに発覚しました。過去に例がなく、契約の透明性を揺るがす不正行為です。                  道の点検で不正行為を見抜けなかった責任と、原因を知事はどう認識しているのか伺います。</p> <p><b>再一 (一)</b>                  次に契約の在り方についてです。昨年度の道と電通北海道との契約は、約9割が随意契約であり、100%落札率が約4割を占め、透明性も、競争性も確保されず、電通北海道の提案丸のみの事態が常態化しているといえます。知事、道の監督・牽制機能が十分発揮できない関係性というものが、悪質な過大請求が起きた大きな要因のひとつではありませんか。我が会派はこれまで契約のあり方を見直すよう求めてきましたが、一顧だにしてこなかった知事に重大な責任があると考えますがお答えください。</p> <p><b>(二) 実態の精査について</b>                  道は、再委託先のエグゼ社が、道に提出するオペレーター等の勤務実績等を改ざんし、人件費などの各種単価の上乗せなどをしていたと報告しました。立ち入り調査などで、改ざんの手法や実態等をどのように精査しているのか伺います。</p>	<p><b>【知事】 (ワクチン班)</b>                  電通北海道による過請求事案についてであります。道では、委託業務の終了後、実績報告書の提出を受け、適正に履行されたものであるかどうかを確認するため、支出証拠書類のほか、コールセンター業務については、入電、受電の状況や勤務実績一覧の提示を求め内容確認を行ったものの、その勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為により、結果として、過請求を確認できなかったところであり、道として、再発防止に向けた取組が重要であると考えております。</p> <p><b>【知事】 (ワクチン班)</b>                  電通北海道による過請求事案についてであります。道では、実績報告書の内容確認を行ったものの、勤務実績の改ざんなどの不適切な行為により、結果として、過請求を確認できなかったところであり、また、一部業務で道の再委託の手続きがなかったほか、想定していない再々委託がされたことから、道では、こうした点を踏まえ、公的業務に関する基本的ルールや留意事項を受託者に周知するなど再発防止に向けた取組をしっかりと進めてまいります。</p> <p><b>【感染症対策監】 (ワクチン班)</b>                  契約の在り方等に関し、始めに電通北海道等に対する道の調査についてでございますが、道では、電通北海道から報告書を受けた後、速やかに、その内容の精査を行うとともに、事実関係の確認と原因の究明を目的に、電通北海道及び再委託先であるエグゼ社に対する4日間の立入調査を含めた詳細な実態調査を実施し、それぞれの担当者から、業務執行体制の状況や委託契約に対する理解、また、過請求に至った経緯や認識などの聴き取りに加えまして、再委託や再々委託を行った際の事務手続きなども確認したところでございます。                  さらに、コールセンター業務におけるオペレーター等の勤務実績の確認に当たりましては、電通北海道が道に対して請求を行った際のデータと再委託先及び再々委託先の勤務実績のデータを一つ一つ突合するなど確認作業を実施したところでございます。                  なお、過請求額の確認に当たりましては、エグゼ社におきまして、勤務実績の改ざんや各種単価の上乗せが行われていたことから、再々委託先のコールセンター事業者の実績報告を基に、道と電通北海道の双方の調査により、請求根拠が確認できた金額を適正な委託料の請求額とし、これと、既支払済額との差額をもって、過請求額として確認したところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(三) 再発防止対策の実効性について</b>  道の調査が、どこまで厳しいものかが、今問われています。再発防止策が示されましたが、今回のような改ざんや不正行為を見抜けるものなのでしょうか、対策の実効性について見解を伺います。</p>	<p><b>【感染症対策監】（ワクチン班）</b>  次に再発防止に向けた取組についてでございますが、今回の事案では、勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為により、結果として、過請求を確認できなかったところでございます。  また、一部の業務におきまして、道の承認を受けない再委託のほか、基本的に想定していない再々委託が行われていたところでありまして、道といたしましては、受託者等の契約に関する理解や責任感の欠如が本事案の一因となったことを踏まえ、その責任を明確にするため、「業務委託事務取扱要綱」に定める契約書の標準様式を見直し、再委託を受けた者の行為について、受託者が全ての責任を負うことを規定するなど対応することとしているところでございます。  道といたしましては、今後、改ざんなどの不適切行為が繰り返されることがないように、公的業務に関する基本的ルールや留意事項を受託者に周知するなどし、牽制機能を働かせ、再発防止に向けた取組をしっかりと進めてまいります。</p>
<p><b>(四) 処分の厳格化について</b>  エグゼ社による不正行為は、極めて悪質であり、入札参加資格者であれば、政令に基づく競争入札参加資格関係事務取扱要領「当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき、過大な額で行ったとき」の要件に合致し、2年以上3年以内の入札参加排除あるいは、資格の消滅を伴う処分の対象に相当するものと考えられますが、なぜ、今回、エグゼ社に対し、契約の相手方としない措置を1年間というあまりにも短い期間にとどめたのか伺います。</p>	<p><b>【感染症対策監】（調整班）</b>  電通北海道の再委託先であるエグゼ社に対する措置についてでございますが、エグゼ社は、道の競争入札参加資格を有しておらず、かつ、道の直接の契約の相手方ではないため、地方自治法施行令で定める「当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき」の規定の適用対象とはならないものの、道では、指名停止事務処理要領の運用におきまして、同要領別表に定める「不正又は不誠実な行為」といった停止要件のいずれかに該当する事案がある場合には、一定期間、契約の相手方としないことができると規定しているところでございます。  道といたしましては、エグゼ社が無断で再委託を行っていた上、意図的にオペレーター等の勤務実績等の改ざんや、各種経費の上乗せなど、不適切な行為を行っていたことを確認しましたことから、同要領別表の規定に基づき、極めて悪質性が高い事案であると判断をし、最も期間の長い12か月間、契約の相手方としない措置としたところでございます。</p>
<p><b>再一（四）</b>  道は、エグゼ社の事案は極めて悪質と認めました。「極めて悪質な場合、指名停止期間を2倍まで延長できる」とする道の規定を適用すべきだったと考えますが、それでも十分とは言えません。入札参加資格の有無にかかわらず、より厳格な措置を適用できるよう道の規定等の見直しの検討を求めています。  道自身が極めて悪質と認めた今回の事案に対しては行政措置にとどまらず、調査結果を踏まえ、司法の判断を仰ぐよう求めますが、見解を伺います。</p>	<p><b>【知事】（調整班）</b>  エグゼ社に対する道の措置についてであります。道では、エグゼ社の意図的な改ざん等の不適切な行為を確認したため、極めて悪質性が高い事案と判断し、指名停止事務処理要領別表の規定の下、最も期間の長い12か月間、契約の相手方としない措置としたところであります。  道としては、今後、他の自治体の類する事案なども踏まえながら、関係機関とも協議し、告発等の必要性について検討してまいります。</p>